大田市のくらし

定住を考えるうえで、日々の暮らしがあります。
ここでは、大田市での暮らしに直結する「教育」、「福祉」、「医療」、「生活環境」についてご紹介します。

教育

(1) 幼稚園

大田市内の公立幼稚園は、大田幼稚園、久手幼稚園の2園があります。通園区域の指定はありません。

幼稚園保育料の月額は、2園とも8,000円です。所得の状況や、多子世帯に該当する場合8,000円以下の保育料が設定されることもあります。入園料は無料ですが、別途給食費、教材費、PTA会費が必要です。

入園対象者は、5・4・3歳児、満3歳児（3歳になった次の日から受け入れ可）です。

幼稚園の入園については、大田市教育委員会総務課総務管理係、または各幼稚園に直接お問い合わせください。

● 公立幼稚園

	園　名	電話番号	所　在　地	人数（人）
1	大田幼稚園	0854-82-1426	大田町大田イ597番地	34
2	久手幼稚園	0854-82-7044	久手町刺鹿2385番地	17

※人数は平成30年5月1日現在

(2) 小・中学校

大田市内には、小学校16校、中学校6校があります。

それぞれ特色のある学校運営に努め、学力育成や地域でのふるさと教育を盛んに行っています。

小・中学校とも少人数学級編成を行い、小学校1,2年は1学級30人、小学校3年～中学3年は1学級35人としています。また、児童生徒へのサポート事業として、学力育成や特別支援、教育充実のための支援員等を配置し、きめ細やかな指導にもとづく授業を行っています。

● 公立小学校

	学　校　名	電話番号	所　在　地	人数（人）
1	大田小学校	0854-82-0031	大田町大田イ590番地	489
2	長久小学校	0854-82-1323	長久町長久イ782番地	171
3	五十猛小学校	0854-87-0626	五十猛町1518番地	55
4	静間小学校	0854-84-8532	静間町548番地	65
5	鳥井小学校	0854-84-8352	鳥井町鳥井417番地	43
6	久手小学校	0854-82-8324	久手町刺鹿2585番地	202
7	朝波小学校	0854-85-8704	波根町15番地	96
8	北三瓶小学校	0854-86-0002	三瓶町多根イ934番地	13
9	志学小学校	0854-83-2025	三瓶町志学2065番地	19
10	池田小学校	0854-83-2642	三瓶町池田2242番地	27
11	川合小学校	0854-82-0295	川合町川合3025番地	71
12	久屋小学校	0854-82-1043	久利町久利794番地2	51
13	大森小学校	0854-89-0613	大森町二32番地	11
14	高山小学校	0854-89-0627	水上町白杯140番地	39
15	温泉津小学校	0855-65-2573	温泉津町福光ハ467番地1	82
16	仁摩小学校	0854-88-2629	仁摩町仁万176番地2	168
			小学校計	1602

※人数は平成30年5月1日現在

● 公立中学校

	学　校　名	電話番号	所　在　地	人数(人)
1	第一中学校	0854-82-0034	大田町大田口656番地	433
2	第二中学校	0854-82-8424	久手町刺鹿522番地1	234
3	北三瓶中学校	0854-86-0013	三瓶町多根イ938番地13	12
4	志学中学校	0854-83-2208	三瓶町志学口367番地	9
5	第三中学校	0854-89-0027	水上町福原601番地	23
6	大田西中学校	0854-88-2006	仁摩町仁万387番地2	129
			中学校計	840

※人数は平成30年5月1日現在

(3) 公立高校

大田市内の公立高校は、県立大田高等学校および県立邇摩高等学校があります。

転校の手続きは、現在在籍中の高校から希望する高校に、転入学の可否について直接お問い合わせください。

● 県立高等学校

	学　校　名	電話番号	所　在　地	課程・設置学科	人数(人)
1	大田高等学校	0854-82-0750	大田町大田イ568番地	(全)普通科、理数科	426
2	邇摩高等学校	0854-88-2220	仁摩町仁万907番地	(全)総合学科	300

※大田高校の人数は平成30年5月1日現在
※邇摩高校の人数は平成30年4月現在

支援

◆就学援助制度(小・中学校)

経済的理由により、お子さんを就学させることが困難なご家庭に対して学校でかかる費用の一部を市が援助するものです。

内容：学用品費、通学用品費、校外活動費、修学旅行費、PTA会費、給食費など

◆遠距離通学費補助

自宅から学校まで一定の距離を超える場合に、通学費の補助を行っています。通学費補助の取り扱いについては、地域で異なります。

大　田　市（下記地域を除く）　小学校4km以上、中学校5km以上
温泉津町内　小学校4km以上、中学校4km以上
仁 摩 町 内　中学校6km以上

※いずれの場合もスクールバスを利用する児童生徒は対象外です。
詳しくは、大田市教育委員会総務課総務管理係までお問い合わせください。

お問い合わせ先

◆大田市教育委員会　総務課　総務管理係
TEL：0854-83-8121　FAX：0854-82-5395 E-mail：o-kyosoumu@city.ohda.lg.jp

◆島根県教育委員会
〒690-8502　島根県松江市殿町1番地
TEL：0852-22-5403　FAX：0852-22-5400　E-mail：kyousou@pref.shimane.lg.jp

福祉

(1) 保育所等

① 保育所等のサービス一覧と各施設の紹介

保育所は、保護者が仕事や病気などのために家庭で十分に保育することができない乳幼児を保護者に代わって保育する施設です。

また、認定こども園は、幼稚園と保育所の機能や特長をあわせ持ち、地域の子育て支援も行う施設です。

● 認可保育園（所）、認定こども園

	施設名	経営	電話番号	所在地	開所時間	保育短時間	受入年齢	延長保育	休日保育	病児保育		一時保育（受入年齢）	障がい児保育
										病後児	体調不良児（実施園入所児童対象）		
1	池田保育園	公	0854-83-2284	三瓶町	7:30～18:30	8:00～16:00	生後5ヶ月	―	―	―	―	生後6ヶ月	○
2	大田保育園	公	0854-82-0887	大田町	7:30～19:00	8:00～16:00	生後5ヶ月	18:30～19:00	―	―	―	―	○
3	川合保育園	公	0854-82-7433	川合町	7:30～18:30	8:00～16:00	生後5ヶ月	―	―	―	―	生後6ヶ月	○
4	静間保育園	公	0854-84-8542	静間町	7:30～18:30	8:00～16:00	生後5ヶ月	―	―	―	―	生後6ヶ月	○
5	鳥井保育園	公	0854-84-8233	鳥井町	7:30～18:30	8:00～16:00	生後5ヶ月	―	―	―	―	生後6ヶ月	○
6	波根保育園	公	0854-85-7135	波根町	7:30～18:30	8:00～16:00	生後5ヶ月	―	―	―	―	生後6ヶ月	○
7	水上保育園	公	0854-89-0339	水上町	7:30～18:30	8:00～16:00	生後5ヶ月	―	―	―	―	生後6ヶ月	○
8	温泉津保育所	公	0855-65-2075	温泉津町	7:30～18:30	8:00～16:00	生後5ヶ月	―	―	―	―	生後6ヶ月	○
9	認定こども園あゆみ保育園	私	0854-82-1791	大田町	7:00～19:30	8:00～16:00	生後57日	7:00～ 7:30 18:30～19:30	―	―	○	生後4ヶ月	○
10	いそたけ保育園	私	0854-87-0689	五十猛町	7:30～19:30	8:30～16:30	生後3ヶ月	18:30～19:30	―	―	―	生後6ヶ月	○
11	久手保育園	私	0854-82-8823	久手町	7:00～19:30	8:30～16:30	生後5ヶ月	7:00～ 7:30 18:30～19:30	―	―	―	生後5ヶ月	○
12	久利保育園	私	0854-82-3988	久利町	7:30～19:30	8:00～16:00	生後57日	18:30～19:30	―	―	―	生後6ヶ月	○
13	こばと保育園	私	0854-82-6884	長久町	7:15～19:30	8:30～16:30	生後57日	7:15～ 7:30 18:30～19:30	―	―	―	生後57日	○
14	サンチャイルド長久さわらび園	私	0854-83-7171	長久町	7:15～19:30	8:00～16:00	生後57日	7:15～ 7:30 18:30～19:30	―	○	―	生後57日	○
15	志学保育園	私	0854-83-3681	三瓶町	7:40～18:40	8:30～16:30	満1歳	―	―	―	―	満1歳	○
16	相愛保育園	私	0854-82-0187	大田町	7:00～19:30	8:00～16:00	生後57日	7:00～ 7:30 18:30～19:30	○	―	○	生後6ヶ月	○
17	たから保育園	私	0854-83-7880	長久町	7:30～19:30	8:00～16:00	生後57日	18:30～19:30	―	―	○	―	○
18	仁摩保育園	私	0854-88-9100	仁摩町	7:00～19:30	8:30～16:30	生後57日	7:00～ 7:30 18:30～19:30	―	―	○	満1歳	○
19	みどり保育園	私	0854-88-3324	仁摩町	7:00～19:30	8:00～16:00	生後57日	7:00～ 7:30 18:30～19:30	―	―	―	生後57日	○

※湯里分園は休園中

● 地域型保育事業所（市認可）

	施設名	電話番号	所在地	開所時間	保育短時間	受入年齢
1	ステップルーム	0854-82-0509	大田町	7:30～18:30	8:00～16:00	生後3か月～満3歳の誕生日を迎えた年の年度末
2	ナーサリーおだ	0854-82-8791	大田町	7:30～18:30	8:00～16:00	生後3か月～満3歳の誕生日を迎えた年の年度末
3	すてっぷ2	0854-84-5531	大田町	7:30～18:30	8:00～16:00	生後3か月～満3歳の誕生日を迎えた年の年度末
4	ステップ川合	0854-82-0120	川合町	7:30～18:30	8:00～16:00	生後3か月～満3歳の誕生日を迎えた年の年度末
5	大森さくら保育園	0854-89-0669	大森町	8:00～18:00	8:15～16:15	生後7か月～満3歳の誕生日を迎えた年の年度末
6	わんぱ～く保育園	0854-82-5070	大田町	8:00～18:00	8:00～16:00	生後6か月～満3歳の誕生日を迎えた年の年度末

● 認可外保育施設

	施設名	電話番号	所在地
1	たんぽぽ保育所	0854-84-7371	大田市立病院内

※延長保育、一時保育、病児保育は別に利用料がかかります。

※保育園（所）により、実施内容が異なる場合があります。詳しくは各保育園（所）、又は大田市役所子育て支援課へお問い合わせ下さい。

② 保育料

認定区分は次のとおりです。

年齢	教育・保育希望	認定区分	利用先
満3歳以上	教育を希望	1号認定	認定こども園
	保育を必要とする事由に該当し、保育を希望	2号認定	認可保育所
満3歳未満		3号認定	認可保育所、地域型保育事業所

平成30年度　保育所等利用者負担額（保育料）

● 2号、3号認定の児童の保育料

（月額：円）

階層区分			3歳未満		3歳以上	
			標準時間	短時間	標準時間	短時間
1	生活保護世帯		0	0	0	0
2	市民税非課税世帯	市民税非課税世帯	5,800	5,800	4,000	4,000
		〃（母子・父子、在宅障がい者世帯）	0	0	0	0
3	市民税課税世帯	市民税均等割のみ課税世帯	11,000	10,800	9,000	8,800
4		所得割　48,600円未満	14,000	13,700	12,000	11,700
5		所得割　70,000円未満	18,000	17,600	15,000	14,700
6		所得割　84,000円未満	21,000	20,600	18,000	17,600
7		所得割　97,000円未満	24,000	23,500	21,000	20,600
8		所得割　121,000円未満	28,000	27,500	24,000	23,500
9		所得割　145,000円未満	31,000	30,400	25,000	24,500
10		所得割　169,000円未満	35,000	34,400	28,000	27,500
11		所得割　215,000円未満	40,000	39,300	31,000	30,400
12		所得割　260,000円未満	44,000	43,200	33,000	32,400
13		所得割　301,000円未満	49,000	48,100	34,000	33,400
14		所得割　333,000円未満	53,000	52,000	36,000	35,300
15		所得割　365,000円未満	56,000	55,000	39,000	38,300
16		所得割　397,000円未満	58,000	57,000	42,000	41,200
17		所得割　397,000円以上	60,000	59,200	45,000	44,200

● 1号認定の児童の保育料

（月額：円）

階層区分			保育料
1	生活保護世帯		0
2	市民税非課税世帯		3,000
		母子・父子、在宅障がい者世帯	0
3	市民税課税世帯		8,000

※年齢は平成30年４月１日時点の年齢　　※市民税は住宅借入金等特別控除を適用する前の金額

支援

(1) 同時入所軽減 ～同一世帯から2人以上の児童が同時に入所している場合の保育料
年齢が高い順から ○1人目……基準額
○2人目……基準額の1／2
○3人目以降……無料

(2) 第3子軽減 ～同一世帯の満18歳未満の児童で第3子以降の児童が入所している場合の保育料
○満3歳未満……無料
○満3歳以上……基準額の2／3（100円未満切り捨て）

(3) 3歳未満児の軽減 ～2～10階層の保育料を軽減

(4) 多子世帯の軽減 ～所得割額57,700円未満の世帯は、第2子は半額または無料、第3子以降は無料

(5) ひとり親等世帯の軽減 ～所得割額が77,101円未満の世帯は、第1子は半額以下、第2子以降は無料

③ 保育サービス

大田市では、子育て世代のニーズに対応した保育サービスを提供しています。

1）保育サービスの充実

延長保育、休日保育、障がい児保育、病児保育などを実施しています。サービスを実施している保育園（所）は、「保育所等のサービス一覧と各施設の紹介（P26）」をご覧ください。

2）おじいちゃんおばあちゃん保育ボランティア事業

保育の現場において、シニア世代に遊びなどを教えてもらいながら、世代間交流を促進しています。

(2) 子育て支援

① 子育て支援サービス

大田市では、保育サービスのほか、次の子育て支援サービスを実施しています。

1）ファミリーサポートセンター事業

ファミリーサポートセンターでは「子育てを手伝ってほしい人」と「子育てを支援できる人」に、会員になっていただき、子育てを手伝ってほしい人に支援できる人を紹介しています。対象は、乳幼児から小学校6年生までです。応援の内容はいろいろ（保育園などの送迎、登園・登校前後のお預かり、急な用事など）です。

NPO法人おおだ子どもセンターで実施しています。

2）放課後児童健全育成事業（放課後児童クラブ）

保護者が仕事などで家庭にいない昼間、小学校に就学している児童を、適切な生活の場を提供し、お預かりします。

○大田わんぱく児童クラブ（大田町）
○あゆみ放課後児童クラブ（大田町）
○長久ゆうゆう学童クラブ（長久町）
○温泉津児童クラブたんぽぽ（温泉津町）
○大田いきいき児童クラブ（大田町）
○大田ルーテル・ラブリー児童クラブ（大田町）
○久手なかよしキッズクラブ（久手町）
○仁摩児童クラブひまわり（仁摩町）
○朝波にこにこ児童クラブ（波根町）
○久利放課後児童クラブ（久利町）

3）一時預かり事業

保育園（所）では、冠婚葬祭などで急に保育ができなくなった場合などに対応するため、児童の一時預かりを行っています。

4）大田市地域子育て支援センター事業

育児不安に対する相談指導、子育てサークルへの支援、子育て情報の提供など、子育て家庭に対する育児支援を、あゆみ保育園、温泉津保育所、仁摩保育園で行っています。

支援

◆子育ての経済的支援

1）児童手当　生まれた日の翌月から15歳になって最初の3月まで支給します。

●支給額

児童の年齢	児童手当の額（1人当たり月額）
3歳未満	一律15,000円
3歳以上小学校終了前	10,000円（第3子以降は15,000円）
中学生	一律10,000円

※児童を養育している方の所得が所得制限限度額以上の場合は、特例給付として月額一律5,000円を支給します。

2）児童扶養手当

父母の離婚などにより、18歳未満の子どもを養育しているひとり親家庭等に、児童の健やかな成長を願って支給します。（外国人の方も支給の対象となります。）

3）COCCOLO（こっころ）

島根県内に住む子育て家庭に交付される「しまね子育て応援パスポート“COCCOLO（こっころ）”」を全国の協賛店に提示すると、子育て支援サービスが提供されます。

◆こんにちは赤ちゃん絵本事業

絵本をとおして赤ちゃんと保護者が楽しい時間を分かち合うことを応援します。

【事業内容】

乳幼児健診（4カ月健診）時に絵本を手渡し、絵本や読み聞かせアドバイスを、子育て支援センター職員が行います。

【対象者】

乳児健診（4カ月）該当児

【配布内容】

① 絵本1冊
② 赤ちゃんアドバイス集2冊
③ 図書館利用案内
④ 絵本入れ布袋
⑤ 子育てガイド（すこやか　おおだっ子）

お問い合わせ先

大田市役所　健康福祉部　子育て支援課
TEL：0854-83-8147　FAX：0854-82-9730　E-mail：o-kosodate@city.ohda.lg.jp

② 安心して妊娠・出産のできる環境づくり

1）妊娠・出産期を通して母と子の健康が確保されるよう健康相談、健康診査、健康教室、保健指導を実施しています。

2）妊娠中の勤務に対して作業の軽減・休憩など、主治医などが必要であると認めた指導事項をきちんと的確に会社に伝える際に利用する「母子健康管理指導事項連絡カード」の周知を図っています。

支援

◆一般不妊治療費等助成制度

子供を産み育てたい気持ちを応援するため、一般不妊治療費の助成をしています。

【対象者】

大田市内に住所を有する方（戸籍上の婚姻関係にあり、夫婦またはそのどちらかが大田市に住所を有する）

【助成の内容】

助成金額：1年間につき15万円を上限

助成期間：一般不妊治療を受けた月から起算して3年間（ただし、中断期間は含まず）

【対象治療】

保険適用の一般不妊治療及び検査・人工授精

【申請手続き】

助成希望の方は、市役所健康増進課健康増進係までお問い合わせください。
また、市のホームページからも申請方法をご確認できます。

※島根県では医療費が高額となる特定不妊治療（体外受精及び顕微授精）について費用の一部を助成する「特定不妊治療費助成制度」を実施しています。詳しくは、県央保健所健康増進課までお問い合わせください。（市ホームページにもリンク先を貼っています。）

◆妊婦・乳児一般健康診査

大田市では、妊娠中の経済的負担の軽減や、お母さんとお腹の赤ちゃんの健康を守るために、妊婦健診14回分と乳児健診2回分を公費で受けられます。

妊婦一般健康診査・乳児一般健康診査の受診票は、母子健康手帳と一緒に交付しています。

安心、安全なお産のためにも、下記の妊娠週数を目安に妊婦健診を必ず受診しましょう。

○妊婦一般健康診査受診票（14回）… 産婦人科

- 1～4回目　：　妊娠初期～妊娠23週まで（4週間に1回）
- 5～10回目　：　妊娠24週～35週まで（2週間に1回）
- 11～14回目：　妊娠36週～出産まで（1週間に1回）

※妊婦健診にかかる全ての料金が無料になるわけではありません。
受診票の内容以外の検査を受けた場合や、薬の処方があった場合等は自己負担があります。

○乳児一般健康診査受診票（2回）… 小児科

・生後1か月　・生後9～11か月（1歳のお誕生月の末日まで利用できます）

◆妊婦歯科検診

妊婦を対象に、むし歯と歯周疾患予防のための歯科検診を無料で行っています。

【対象】 妊婦

【実施方法】

妊婦一般健康診査受診票と一緒に妊婦歯科検診受診票を交付しています。
市内歯科医療機関で検診を受けることができます。

【費用】 無料

◆産婦健康診査

大田市立病院で出産された方は、産後2週間ごろに産婦健診を受けることができます。

【対象】 大田市立病院で出産した産婦

【実施方法】

妊婦一般健康診査受診票と一緒に産婦健康診査受診票を交付しています。

【費用】 個人負担 2,000円

◆こんにちは赤ちゃん訪問事業

地域で安心して育児をするためのお手伝いとして、出産後、訪問担当者がご自宅に訪問し、お母さんの心配なことを聞いたり、地域の子育て情報をお伝えします。

【対象】生後4か月までの赤ちゃんがいる全ての家庭

【訪問時期】生後2～4か月の間

※保護者の希望によっては、2か月までの訪問も可能です。

【訪問担当者】

大田市長より委嘱を受けた、地域での子育てを応援する皆さんです。

（助産師や保健師による家庭訪問も行っています。）

◆乳幼児相談

乳幼児期のお子さんの育児や母乳に関する相談を、保健師や助産師、栄養士が行います。また、お子さんの身体計測も行っています。

【対象】乳幼児とその保護者

【内容】

身体計測、育児や食事（離乳食）、母乳に関する悩みの相談に、保健師、助産師、栄養士が対応します。

〈持参するもの〉母子健康手帳

〈場所〉仁摩保健センター

【実施回数】毎月1回

お問い合わせ先

大田市役所　健康福祉部　健康増進課

TEL：0854-83-8152　FAX：0854-82-9730　E-mail：o-kenkou@city.ohda.lg.jp

医療

●市内医療機関 連絡先（診療科別）

■病院

大田市立病院　大田町 … 0854-82-0330　　石東病院　　大田町 … 0854-82-1035

■診療所

□内科／小児科／消化器科／循環器科等

石田医院	大田町 … 0854-82-1160
うめがえ内科クリニック	大田町 … 0854-83-7800
大田呼吸循環クリニック	大田町 … 0854-82-0036
大田シルバークリニック	大田町 … 0854-83-7757
合原医院	大田町 … 0854-82-1737
昭和医院	大田町 … 0854-82-3492
中崎医院	大田町 … 0854-82-0006
根宜婦人科クリニック	大田町 … 0854-82-1027
よしおか小児科循環器科	大田町 … 0854-82-8333
渡辺医院	大田町 … 0854-82-9345
川上医院	川合町 … 0854-82-0296
川上医院 吉永出張所	川合町 … 0854-82-0296
池田診療所	三瓶町池田 … 0854-83-3084
秦クリニック志学診療所	三瓶町志学 … 0854-83-2002
石田医院 山口診療所	山口町 … 0854-82-1160
福田医院	波根町 … 0854-85-8526
小野医院	久手町 … 0854-82-8328
木島医院	久手町 … 0854-82-8527
合原医院 鳥井診療所	鳥井町 … 0854-84-8201
仁寿診療所ながひさ	長久町 … 0854-83-7166
やまうち内科	長久町 … 0854-84-0707
郷原医院	久利町 … 0854-82-0817
仁寿診療所そじき	祖式町 … 0854-85-2303
山口医院	温泉津町 … 0855-65-2062
森医院 井田診療所	温泉津町 … 0855-66-0366
湯里診療所	温泉津町 … 0854-88-9030（仁摩診療所）
国民健康保険仁摩診療所	仁摩町 … 0854-88-9030
須田医院	仁摩町 … 0854-88-2124

□整形外科

上垣医院	大田町 … 0854-82-0270
生越整形外科クリニック	大田町 … 0854-82-6161

□皮膚科

本田皮膚科医院	大田町 … 0854-83-7788

□泌尿器科

大田姫野クリニック	大田町 … 0854-84-0788

□眼　科

井上眼科医院	大田町 … 0854-82-1008
ふじわら眼科クリニック	大田町 … 0854-86-8131

□耳鼻咽喉科

わだ耳鼻咽喉科医院	大田町 … 0854-86-0800

□精神科

石東病院	大田町 … 0854-82-1035

□歯科医院

あおば歯科医院	大田町 … 0854-86-7717
石田歯科医院	大田町 … 0854-82-0705
景山デンタルクリニック	大田町 … 0854-83-7707
楫野歯科医院	大田町 … 0854-82-0714
デンタル･アート･クリニック	大田町 … 0854-84-0321
ニコライ歯科医院	大田町 … 0854-82-3322
秦歯科医院	大田町 … 0854-82-3811
もりわき歯科クリニック	大田町 … 0854-84-8020
大澤歯科医院	久手町 … 0854-82-8905
おごし歯科医院	久手町 … 0854-82-0520
西村歯科医院	波根町 … 0854-85-8621
中村歯科クリニック	長久町 … 0854-82-1182
フジタ歯科	長久町 … 0854-82-6050
大庭歯科医院	祖式町 … 0854-85-2700
前田歯科医院	温泉津町 … 0855-65-1502
泉歯科医院	仁摩町 … 0854-88-3881

お問い合わせ先

大田市役所　健康福祉部　医療政策課

TEL：0854-83-8058　FAX：0854-82-1675　E-mail：o-iryou@city.ohda.lg.jp

大田市内診療所
（大田町・長久町以外）

大田市内診療所
（大田町・長久町）

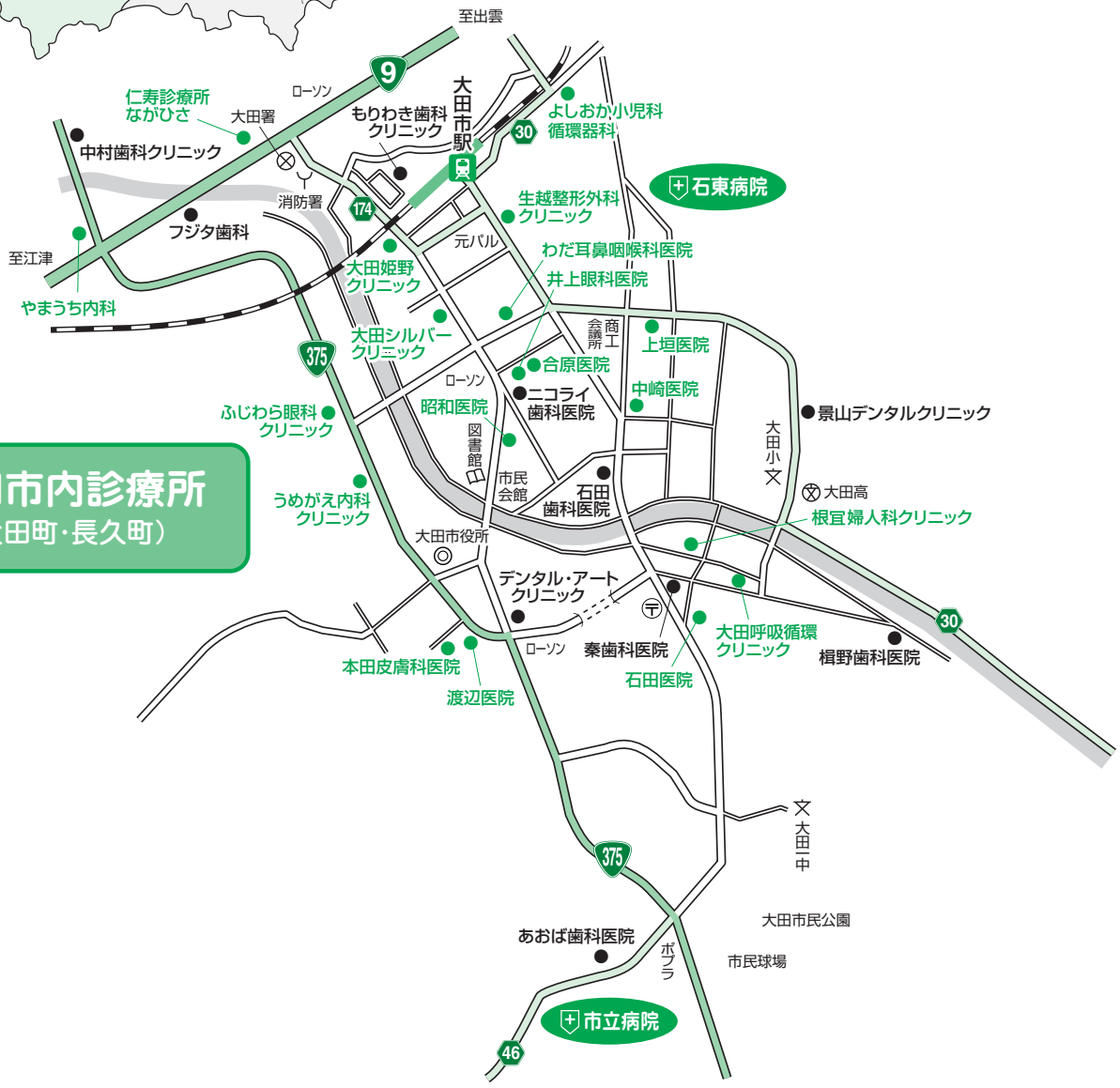

(1) 乳幼児・子ども医療費助成制度

◆対象者区分と自己負担額限度

中学校卒業までのお子さんの医療費（保険診療分）を無料としています。

対　象　者	入　院	入院外	薬　局	所得制限
就学前の子ども	無　料	無　料	無　料	な　し
小学校入学から中学校卒業までの子ども	無　料	無　料	無　料	
20歳未満の慢性呼吸器疾患等16疾患群対象者	無　料			
小児慢性特定疾病医療支援（島根県実施）対象者	無　料	無　料	無　料	

※文書料や入院されたときの食事代、室料等は別に自己負担となります。
また保険外併用療養費（保険の対象とならない費用）を自己負担する場合があります。

お問い合わせ先
大田市役所　環境生活部　市民課
TEL：0854-83-8154　FAX：0854-82-9730　E-mail：o-hoken@city.ohda.lg.jp

(2) 公営の医療機関

大田市立病院

◆受付時間　8:30～11:00（診療科によって受付時間が異なります）
◆休　診　日　土・日・祝日及び年末年始（12／29～1／3）
ただし、急患はこの限りではありません。
◆病　床　数　285床（急性期病床 174床、地域包括ケア病床52床、回復期リハビリテーション病床55床、感染症病床 4床）
◆診療科目　内科、メンタルヘルス科、神経内科、呼吸器内科、消化器科、循環器科、小児科、外科、整形外科、脳神経外科、呼吸器外科、心臓血管外科、皮膚科、泌尿器科、産婦人科、眼科、耳鼻いんこう科、リハビリテーション科、放射線科、麻酔科
◆連　絡　先　大田市立病院　TEL：0854-82-0330（代表）　FAX：0854-84-7749

※特殊外来など予約が必要な場合があります。詳しくは、大田市立病院までお問い合わせください。

(3) 暮らし情報

■ おおだ健康ダイヤル24（電話による医療・健康相談）

急な病気などの際に、医師や看護師などの専門スタッフが相談に応じます。
24時間年中無休　・対象は大田市在住の方のみ　・通話料無料　・相談料無料
☆フリーダイヤル：0120-30-7190

■ 休日応急診療、休日当番薬局

医師会、薬剤師会の協力により、休日診療、当番薬局を実施しています。
○実　施　日：日曜日、祝日、年末年始（12月29日から1月3日）
○診療時間：9時～13時（時間外は、市立病院へご連絡ください）
○開設場所：実施医療機関（当番医・薬局：大田市ホームページで確認できます）
※受診の前に必ず、当番医院へ電話連絡をしてください。

生活環境

(1)水道

①水道の使用開始・使用中止(開栓・閉栓)

水道を新たに使用する場合や使用を中止する場合には、事前に届出が必要です。大田市役所上下水道部管理課の窓口、または、電話で受付しています。使用開始日、使用中止日の3営業日前(土日・祝日、年末年始を除く)までにお知らせください。なお、開栓・閉栓作業の都合上、時間指定はできません。

②水道料金

水道料金については、大田市役所上下水道部管理課までお問い合わせください。

※大田市のホームページからもご確認いただけます。

③水道工事を行うとき

給水装置の新設、増設、改造、修繕、撤去工事を行う時は、市への申請が必要です。大田市の指定給水装置工事事業者へお申し込みください。指定給水装置工事事業者が分からない場合は、大田市役所上下水道部水道課へお問い合わせください。

なお、加入金及び手数料は、次のとおりです。

◆手数料【給水装置を新設、改造する場合】

設計審査手数料　3,000円　　工事検査手数料　5,000円

◆加入金【給水装置を新設する場合】

口　径	13㎜	20㎜	25㎜
金　額	43,200円	86,400円	162,000円

(消費税を含んだ金額)

お問い合わせ先

◆大田市役所　上下水道部 管理課
TEL:0854-83-8112　FAX:0854-82-6813　E-mail:o-suikanri@city.ohda.lg.jp

◆大田市役所　上下水道部 水道課
TEL:0854-83-8114　FAX:0854-82-6813 E-mail:o-suidou@city.ohda.lg.jp

(2) 下水道

大田市では、生活排水等による河川や海などの公共用水域の水質汚濁を防止し、生活環境や自然環境の保全を図るため、下水道事業に取り組んでいます。

下水道には、公共下水道や農業集落排水などの集合処理方式と、市設置型浄化槽による個別処理方式があります。

お住まいになられる区域によって、処理方式および整備年度は異なりますので、詳しくは、大田市役所上下水道部下水道課までお問い合わせください。

支援

◆浄化槽の設置費助成及び市による設置

事前申請必要!!

個人設置型浄化槽（設置費助成）

集合処理区域のうち、当分の間、下水道等の整備が見込まれない区域の皆さんが、浄化槽を設置される際は、設置費用の一部を補助します。（下水道等の整備完了後には設置した浄化槽から下水道等へ遅滞なく接続することなどの要件があります。）

市設置型浄化槽（市による設置）

個別処理区域の皆さんは、分担金・使用料を納めて頂くことで、市が浄化槽を設置・維持管理する市設置型浄化槽により生活排水を処理できます。（排水設備工事及び放流管設置に係る工事費は、個人負担となります。）

処理対象人員	個人設置型浄化槽	市設置型浄化槽
	補助金額（平成30年度）	分担金納付額
5人槽	219,000円	250,000円
7人槽	247,000円	250,000円
10人槽	320,000円	250,000円
11～15人槽	ー	350,000円

※個人設置型浄化槽は建物の用途が一般住宅でかつ10人槽以下としています。
※市設置型浄化槽の16人槽以上の分担金額は、お問い合わせください。

◆排水設備改造工事資金融資あっせん及び利子補給について

下水道接続の際、排水設備の改造工事（新築を除く）の工事費を一時に負担する方が困難な方に融資あっせん及び利子補給を行う制度。

【対象工事】

下水道に接続するための工事

○既存のくみ取り便所を水洗便所に改造する工事とこれに併せて行う排水設備の設置工事

○浄化槽（単独・合併浄化槽）を廃止する工事とこれに併せて行う排水設備の設置工事

※便槽の撤去費用・便器の器具代・器具の取付代・配管工事等は対象となるが、改築費用等は対象外とならない。

【融資内容】

□融資あっせん額 … 対象工事の範囲内で100万円が限度

□利　　率 … 金融機関の定める利率

□償 還 期 間 … 60月（5年以内）繰上償還も可能

□償 還 方 法 … 金融機関に定める償還方法

※融資金の完済後、融資あっせん利用者に対し支払利息額の50%を限度に利子補給金を交付します。なお、償還期限までに償還しなかった場合における延滞利息金は利子補給の対象とならない。

【必要書類】

・排水設備改造工事融資あっせん申込書

・申込者の所得証明及び滞納のない証明

【融資条件】

・建築物の所有者又は当該所有者の同意を得た物（排水設備工事の申込者）

・公共下水道事業受益者負担金・農業集落排水施設受益者負担金又は生活排水処理施設受益者負担金を滞納していないこと。

・市民税及び固定資産税を滞納していないこと。

・自己資金のみでは、改造工事費を一時に負担することが困難であること。

・融資を受けた資金の償還能力があること。

お問い合わせ先

◆大田市役所 上下水道部 下水道課

TEL：0854-83-8117 FAX：0854-82-6813 E-mail：o-gesui@city.ohda.lg.jp